



資料4-1

第202500060512号  
令和7年5月28日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 灘本 雄一 様

鳥取県農林水産部水産振興局長  
氏 良介  
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間  
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定  
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと  
おり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のと  
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当  
漁業調整担当 有田  
電 話：0857-26-7339  
ファクシミリ：0857-26-8131

(公示案：島根県知事から同種漁業許可を受けた者)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

固定式刺網漁業

| 漁業種類  | 操業区域 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 漁業時期           | 漁業を営む者の資格          | 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 |
|-------|------|---------|----------|----------------|--------------------|--------------------|
| 一重網漁業 | 中海   | 5トン未満   | 定めなし     | 1月1日から12月31日まで | 島根県知事から同種漁業許可を受けた者 | 1                  |
| 三重網漁業 | 中海   | 5トン未満   | 定めなし     | 1月1日から12月31日まで | 島根県知事から同種漁業許可を受けた者 | 1                  |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年 月 日から同年 月 日まで  
(島根県と調整が整った日から7日間)

3 許可の有効期間

許可日から島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

# 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について

令和 7 年 6 月 4 日  
鳥取県漁業調整課

## 1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

このたびの公示は、中海及び境水道において、島根県知事から中海及び境水道を操業区域に含む許可を受けた者に対し、中海及び境水道における漁業に関する協定書に基づき、相手県知事の許可を受けた者に対し、相互許可するもの。

## 2 公示内容の概要について

### (1) 許可等をすべき漁業種類

| 漁業の種類   | 漁業種類          | 許可予定の数 | 備考                 |
|---------|---------------|--------|--------------------|
| 固定式刺網漁業 | 一重網漁業<br>(中海) | 1      | 島根県知事から同種漁業許可を受けた者 |
|         | 三重網漁業<br>(中海) | 1      | 〃                  |

### (2) 申請期間

島根県と調整が整った日から 7 日間

※中海及び境水道における漁業の 2 枚許可の取扱いに係る島根県との申し合わせによる。

### (3) 有効期間

許可日から島根県の同種漁業許可の有効期間満了日まで

## 【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第 12 条 知事は、許可（第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4～9 略

(許可の有効期間)

第 16 条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第 1 項（第 1 号に係る部分を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業並びに第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号、第 10 号及び第 12 号から第 15 号までに掲げる漁業 5 年

(2) 第 5 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 9 号まで及び第 11 号に掲げる漁業 3 年

(3) 第 5 条第 1 項第 16 号から第 18 号までに掲げる漁業 1 年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

【参考】知事許可漁業

■鳥取県漁業調整規則 抜粋

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網（ぬいきり網及びしぼり網を含む。）により行う漁業
  - (2) まき刺網漁業 海面においてまき刺網（狩刺網を含む。）により行う漁業
  - (3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網（第13号に掲げるかつら網を除く。）により行う漁業
  - (4) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
  - (5) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
  - (6) こぎ刺網漁業 海面においてこぎ刺網により行う漁業
  - (7) かご網漁業 海面においてかご網（きんこばい、こういか又はひらつめがにをとることを目的とするものを除く。）により行う漁業
  - (8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業
  - (9) すくい網漁業 中海海域（北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点（境港市西工業団地に設置された干拓記念碑）と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点（島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端）を結んだ直線以南の海面をいう。以下同じ。）及び境水道（北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点を結んだ直線以北、北緯35度33分7.9秒以北の東経133度16分19.6秒の線（境港市境港防波堤東端から正北の線）以西の海面をいう。以下同じ。）において3トン以上の動力漁船を使用してすくい網により行う漁業であって、集魚灯及び動力式漁労装置を使用するもの
  - (10) しいらつけ漁業 海面においてしいらつけにより行う漁業
  - (11) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業
  - (12) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網（推進機関を備えない船舶及び一重網を使用するものを除く。）により行う漁業
  - (13) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業
  - (14) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
  - (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
  - (16) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
  - (17) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第12号に掲げる固定式刺網漁業及び前号に掲げる潜水器漁業を除く。）
  - (18) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- 2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第13号から第18号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。